

議案第13号

八幡浜市公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
標記条例を次のように制定する。

令和元年6月10日提出

八幡浜市長 大 城 一 郎

記

八幡浜市公共物管理条例の一部を改正する条例

八幡浜市公共物管理条例（平成17年条例第63号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
別表 使用料 (表略)	別表 使用料 (表略)
備考 1 使用の期間が1月未満のものにあっては、この表の規定にかかわらず同表に規定する金額の12分の1の額に <u>100分の110</u> を乗じて得た額（ <u>その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額</u> ）とする。 2～6 (略)	備考 1 使用の期間が1月未満のものにあっては、この表の規定にかかわらず同表に規定する金額の12分の1の額に <u>100分の108</u> を乗じて得た額（ <u>1円未満切り捨て</u> ）とする。 2～6 (略)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の八幡浜市公共物管理条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用等に係る使用料について適用し、同日前の使用等に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

